

町民の皆様には、平素より町行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、新型コロナウイルス感染症対策として、これまでに、町民へのマスクの無料配布や、応援クーポン券の配布、新生児特別定額給付金の支給、無料巡回バスの運行、事業者支援のための給付金、補助金制度の実施など町独自の様々な事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナによる生活への打撃は深刻であり、緊急事態宣言が解除され、経済活動が再開されて久しい現時点においても感染拡大前の水準に戻っていない方や事業所も多くあります。

そのようなことから、10月以降、生活支援のための町独自の新たな取組を行うことを決定いたしました。

今後、施設の使用制限の要請等の段階的な緩和や、全国的に社会経済活動が再開される局面にあり、県をまたいだ人の動きも活発になると思われます。

このような中、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を維持していただくとともに、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、皆様お一人おひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年10月1日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

■ 地域経済活性化・ひとり親世帯等の子育て支援・学生支援のための町独自の新たな取り組み  
(新型コロナウイルス感染症対策)

★地域経済活性化クーポン券発行事業／かつらぎ町応援クーポン券（第2弾）

地域経済活性化のため、町内の登録事業所で使用できるクーポン券を無料で配布します。

【クーポン額面】 10,000円／1人当たり

【対象者】 令和2年10月1日時点でかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている者。

【引換券送付】 令和2年10月中に各世帯にクーポン引換券を郵送いたします。

【引換券とクーポン券の交換】 町内選挙投票所施設や役場窓口等で交換を行います。  
引換場所と日程は、クーポン引換券に記載しております。

【引換期限】 令和3年1月29日（金）

【使用期限】 令和3年1月31日（日）

【使用できるお店】 かつらぎ町内の事業所で、かつらぎ町応援クーポン券取扱店として登録しているお店。

※ 今回のクーポン券には、ごみ袋無料引換券はついておりません。

※ 取扱店一覧は引換券と一緒に送付を予定しております。

無料

★ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に困窮する  
低所得のひとり親世帯等に臨時特別給付金を支給します。

【給付対象者】

令和2年10月1日時点でかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている次の  
いずれかに該当する世帯。

- (1) 和歌山県ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）」の支給を受けている世帯
- (2) 特別児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (3) 和歌山県社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）を受けており、かつ、  
令和3年3月31日時点で18歳以下の者がいる世帯

【給付額】 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円加算

【申請期間】 令和2年10月1日（木）～令和3年1月29日（金）※郵送の場合は当日消印有効

【申請案内】 (1)(2)の支給対象者については、申請書等を郵送いたします。

(3)の要件に該当する方は新型コロナウイルス感染症対策総合窓口にお問い合わせください。

【申請方法】 同封の返信用封筒に必要書類を入れて返信いただくか、申請書類をお持ちのうえ、役場本庁舎2階  
新型コロナウイルス感染症対策総合窓口で申請いただけます。

【申請に必要な物】

- ① 給付金等を受けていることを証明するもの
- ② ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けている方
  - ・ひとり親世帯臨時特別給付金の振り込まれたことが分かる書類（通帳、支給決定通知書など）  
※ 児童扶養手当の認定通知書、手当証明ではありません。
- ③ 特別児童扶養手当の支給を受けている方・認定通知書または、手当証明
- ④ 生活福祉資金の特例貸付を受けている方・貸付決定通知書または、貸付金の振込がわかるもの
- ⑤ 振込先口座通帳の見開きページまたは、キャッシュカードのコピー

要申請!

# ★かつらぎ町学生支援緊急給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に困窮する大学生等に対し、学びを継続する学資金を給付します。  
(※1)

【対象者】 令和2年10月1日時点でかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている大学生等、または、かつらぎ町の住民基本台帳に登録されている保護者等がいる方で、住所地が町外の大学生等であって、次の表のいずれかに該当する者。  
(※2)

(※1) 大学生等・・・学校教育法に基づき設置された大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校（第4学年以上に限る。）及び専門学校（専修学校の専門課程に限る。）に在学する者をいう。

(※2) 保護者等・・・大学生等が未成年者である場合にあってはその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）成年者である場合にあっては、父母兄弟又はこれに代わる者をいう。

## 《給付要件》

奨学金等の制度の給付、貸付等を受けている大学生等	国、地方公共団体又はその他公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施する奨学金等の制度（金融機関の教育ローン等は除く。）を受けている場合
新型コロナウイルス感染症の影響（減収・雇止め等）に対する給付若しくは貸付等の支援制度を受けている大学生等又は当該支援制度を受けている保護者等がいる大学生等	新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申し込み事由の一つとして認めている制度を受けている場合 ※ なお、世帯構成に基づき一律に給付されるもの（特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など）は除く。
その他	新型コロナウイルス感染症の影響により失業した保護者等のいる大学生等

【給付金額】 給付対象者1人につき20万円

【申請期間】 令和2年10月1日（木）～令和3年1月29日（金）

（郵送の場合、当日消印有効）

【申請場所】 役場本庁舎2階 新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

【申請に必要な書類】

- (1) 大学生等であることを証する書類
- (2) 給付対象者の振込口座の通帳の写し
- (3) 上記給付要件に該当していることを証する書類
- (4) 代理申請の場合は代理人の本人確認書類
- (5) 受給者の住所地がかつらぎ町以外の場合は、かつらぎ町に住所地がある保護者等との続柄がわかる書類

**要申請!**

## ■ かつらぎ町応援給付金、補助金申請の終了について

事業者様を対象に実施してきました「かつらぎ町応援給付金」、「かつらぎ町応援補助金」の申請は、9月末で終了いたしました。ただし、県の給付金・補助金交付決定通知が未到着で、9月末までに町の申請を済まされた方は、県からの通知書が届き次第、提出してください。

国の持続化給付金申請期限は令和3年1月15日（金）、県の事業継続支援金申請期限は令和3年2月28日（日）までとなっています。

当該申請についてのご相談は順次お受けいたします。（事前予約が必要です）

## ■ かつらぎ町応援クーポン券（第1弾）

（1人5,000円分クーポン券＋ゴミ袋無料引換券）の引き換えはお済ですか？

町内各世帯に引換券を送付し、6月下旬より引換を開始しました「かつらぎ町応援クーポン券」の引換期限は令和3年1月29日、使用期限は令和3年1月31日までとなっております。

また、第2弾の応援クーポン券事業も予定しておりますので、引き換えがお済でない方はお早目に引き換えをお願いします。

なお、誤って引換券を破棄した方等は、身分証明書（運転免許証、保険証等）をご持参いただければ交換が可能です。

クーポン券の引き換えは、役場本庁舎2階の新型コロナウイルス感染症対策総合窓口または花園支所にお越しく下さい。

**無料**

感染者患者や関係者等への配慮

新型コロナウイルス感染者やそのご家族及び対策に携わった方々に対し、誤った情報や不確かな情報による不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などはあってはならないことです。町民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。

当該折込みは、町ホームページでもご覧になれます。

折込み及びホームページをご覧になれない世帯にはご近所、お友達よりお知らせしてあげてください。

《お問い合わせ先》 かつらぎ町役場・新型コロナウイルス感染症対策総合窓口 ☎ 0736-22-0300（代表）  
平日 8:30～17:15 休日 8:30～17:00（日直対応）